外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（政策立案参事官、サイバーセキュリティ・情報化参事官、参事官及び調査官）」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、政策立案参事官一人」を加え、「十一人、考査・政策評価官一人」を「十二人」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政策立案参事官は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十四号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し及び同条第一項中「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」を「サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官」に改め、同条第三項中「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」を「サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官」に、「重要事項並びに」を「重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「六人」を「七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十六号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号ニを次のように改める。

ニ　農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村

第四条第三号を削り、同条第四号中「第三十二条第五号」を「第三十二条第四号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　指定農林物資に係る表示に関すること（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第三項に規定する登録認証機関及び登録外国認証機関（第三十二条第五号において「登録認証機関等」という。）に関することを除く。）。

第五条第十九号を次のように改める。

十九　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

第五条に次の一号を加える。

二十　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

第七条第十二号中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同条第十三号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第十二条の見出し中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「七人」を「八人」に改め、同条第四項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改める。

第十三条第一項中「十一人」を「十人」に改める。

第三十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　指定農林物資に係る表示に関すること（登録認証機関等に関することを除く。）。